| **発行者** 知的発達障害部会 部会長 坂本 光敏 **『企画構成** 人権擁護委員会 **| 発行所 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会** 〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸 1-1 TEL 03-3268-7174 FAX 03-3268-0635 http://www.tcsw.tvac.or.jp/



# 意思決定支援を 現場に活かす



社会福祉法人南風会 かすみの里 施設長 山下 望

🚢 思決定支援には、真の意思決定支援と見せかけの意思決定支援があります」 **| 「真の意思決定支援」とは、志を高く持ち、理想と現実の狭間で常に一歩でも前へ進もう** と努力し、それでもかなわぬ思いに常に申し訳なさを感じ、今置かれている状況がいつでも不十 分であることを自覚している姿を指します。

一方、「ごはんにふりかけをかけて食べたい」という意思伝達に、「ほかの人はふりかけをかけ ずに食べるのだから、ガマンしましょうね」と支援者が答え、それに対し「はい、わかった」と 返事があったとき、この支援者は言うでしょう、「わたしは意思決定支援をしている」と。

#### ◆権利としての意思決定支援

## ○自分のことは自分で決める権利 - 自律の権利 [自 律の権利の根拠 - 憲法第13条〕

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、 自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の 上で、最大の尊重を必要とする。」

この憲法の規定は、私的な事柄については、公 権力に干渉されずに自ら決めることができる=自 己決定権を含むとされており、自律の権利はこの 自己決定権の一環として保障されています。つま り、「自分のことは自分で決めること」は、憲法上 の権利として、すべての人に保障されているので す。

精神上に障害のある方にとっては、この権利が 認められず、パターナリズムが中心的だったよう に思います。

#### (パターナリズム)

強い立場にある者が、弱い立場にある者の 利益のためだとして、本人の意思は問わずに 介入・干渉・支援することをいう。親が子供 のためによかれと思ってすることから来てい る。(父権主義)

#### ○障害者権利条約

2006年12月に国際連合で採択された障害者の 権利に関する条約(以下、障害者権利条約)では、 条約制定過程に障害のある人たちが様々な形で加 わりました。障害のある人たちがスローガンとし たのが、

"Nothing About Us Without Us" (わたした ちのことを、わたしたち抜きに決めないで) という言葉でした。障害者に関することを決める ときには、障害者が中心となるべきであるという このスローガンこそ、障害者の自律の権利を主張 したものに他なりません。

2013年12月、日本は、障害者権利条約の締結 を国会が承認し、2014年1月に批准し、2014年 2月、障害者権利条約は国内的にも効力を持つに 至っています。

障害者権利条約は、障害の定義については、障 害は個別の機能障害と社会的障壁が相まって作ら れるものであるとして、個人の障害に着目する医 学モデルから社会モデルへと転換し、障害に基づ く差別の中には合理的配慮を行わないことを含む とする等、これまでの障害に対する考え方を大き く変えるものとなっていました。

### ◆意思決定の現場

#### ◎誰もがされている意思決定支援

意思決定支援は、知的障害を伴う利用者のみ必 要なものではなく、俗に言う健常者でも家族や、 会社の仲間などに支えられながら、自分の意思を 決定している。

#### ◎意思決定の方法

どんな服を着るかが決まっていれば、右手から 着るのか、左手から着るのか、その度に意思決定 をしないで行っている場面も少なくない。また、 一人で決めて行動することも多いだろう。その自 己決定にしても家族や、仲間、会社の同僚などの 意見を参考に決めていることが多いと思われる。

#### ◎重い知的障害者の意思決定

意思表出の難しい重度の知的障害のある利用者 にとって、「デザートはリンゴにする? ミカンにす る?」と尋ねられても判断をどう表現していいか、 その前の判断をどうするのかも難しい課題と思わ れます。

#### ◆チームによる意思決定(共同意思決定)

### ◎意思決定の受け取り

意思決定を受け取る支援者にとっても、自分が 受け取った利用者本人の意思決定で本当に良いの か、不安になる場面も多くあることでしょう。

#### ◎意思決定の方法

実践の現場における、このような意思決定場面 において、関わる支援員によるチームでの意思決 定支援が、より利用者本人に寄り添った意思決定 につながっていくと考えられる。

#### ◆個別支援計画を作る際の意思決定支援

#### ◎個別支援計画の立て方と意思の確認方法

意思決定支援を行う現場において、特に個別支 援計画を作成する場面で、利用者の意思をどのよ うにくみ取り、利用者中心計画に生かすかが大き な課題となります。個別支援計画は、大きく分け

てサービス管理責任者が単独で作成する場合と、 支援者と協力して作成する場合があります。ここ では後者を中心に考えてみます。

個別支援計画を作る際の意思決定支援において は、利用者自身の願いや思いを各スタッフが把握 した上で、ケーススタディの中で意思の確認をし

#### ◎デマンドをニーズに変えていく過程

利用者の状況と利用者から発せられる 「願い (デ マンド) | を福祉サービス等の社会資源との調整の 中で「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」に転 換し、利用者の参画を得て、利用者と一緒に確認 しながら実現可能な目標を設定していきます。

チームによるここでの取組は、利用者の意思を 支援者が汲み取る力をつけ、利用者のサインをど う読み取るのかを他の支援者の意見も参考にしな がら学んでいくグループスーパービジョンの過程 ともなります。これはスーパーバイジーとしての 支援者が成長する過程でもあります。スーパーバ イザーはサービス管理責任者が担うことになりま す。知的障害者支援の現場では担当者だけが支援 を行っているわけではなく、多くのスタッフが関 わる中で行われています。個別支援計画を作る過 程も同様にチームでの取組みが多くなると思われ ます。

#### ◎グループスーパービジョン

- \*スーパーバイジーに対して、複数のスーパーバ イザーが行うグループ形式のスーパービジョン の形態を指します。グループスーパービジョン の過程はグループワークの過程と似ています。
- \*個別ケースに応じて深く検討できないという難 点がある反面、複数のスーパーバイザーによる 多様な意見、評価、示唆、支持を得ることがで き、スーパーバイザーとスーパーバイジーが相 互に影響し合い、それぞれ学びあうことが可能 となります。その機能は個別スーパービジョン と同様で、方法は、事例研究的方法、ロールプ レイ、共通の課題について検討する共同参加型 法などがあり、目的に合わせて使い分けること が望まれます。

#### ◆個別支援計画作成の過程

#### 1. 個別支援計画の素案の作成

まずは、課題別に状況の整理をし、現在の状況 をケース記録中心に書き出してみます。日常生活 で発せられた本人の願いや思いも記録されていま す。前回の個別支援計画の個別目標から現状分析 し、デマンドからニーズへの転換作業なども行い、 課題や目標を仮に立ててみます。その上で、利用 者の日常を再度観察し、意向を確認し、個別支援 計画の素案を作成します。

#### 2.グループ会議の開催

グループ会議(別称:担当者会議、フロア会議 等)をサービス管理責任者中心に招集し、各担当 利用者の個別支援計画の素案を持ち寄ります。こ こでケーススタディを行います。担当の支援者か ら、本人の意向や半期の本人の状況、個別支援目 標に沿っての支援などについて説明をし、次期の 個別支援計画の素案についても発表してもらいま す。この時に、常勤支援員、非常勤支援員も含め た同じグループの支援者から、日常の状況や支援 方法の工夫などに関する意見を集めます。(非常勤 支援員が会議参加困難な場合には、事前に担当支 援員が意見聴取しておく必要があります。) この段 階で、支援者相互の知識や経験を共有化すること で、支援者の視野を拡大していくことができます。 サービス管理責任者は、全体の意見を集約し個別 支援計画を作成します。

#### 3. 留意点

この過程で留意すべきことは、本人の願いや意 向を踏まえた支援方法等に関する支援者間の共通 理解です。障害者支援施設や生活介護事業所にお いては複数の支援者により共働して支援が行なわ れていますので、統一した支援が行われているこ とが大切です。このため、支援方法についても計 画に記し、「同一ルール同一タッチ」を支援者間で 確認しておく必要があります。もう一つは、個々 の支援者の経験や利用者との信頼関係が異なり、

利用者からの反応や示される意思表示にも差異が 生じることから、経験の浅い支援員も非常勤支援 員も取組み可能な支援計画にする必要があること です。

#### 事例 Aさんの個別支援計画を見直す

Aさんの近況と願い・思い (女性、49歳、障害支援区分5、愛の手帳4度)

障害者支援施設での現生活は落ち着いてお り、時折、他の女性利用者との口論も見られ るが、当事者や支援員との話し合いで解決し ている。強迫神経症状によるおまじない行為 (同じ言葉を繰り返す、数唱することなど) は 日常的に見られているが、本人が不安な場面 (起床・排泄・入浴等) では支援員が付き添 い、見守ることで、ここ数年安定してきてお り、その安定感が自信にも繋がっている。

日常生活の中でAさんから表出されている 願いや思いは、缶コーヒーを毎日飲みたい、 ご飯を沢山食べたい、外出がしたい、好きな 歌手のコンサートへ行きたい、手芸がしたい、 ピアノが弾きたいなどである。

### ◆複数支援者の視点で計画を見直す

担当支援員Cは、Aさんがここ数年とても良い 情緒で安定して生活できているため、目標自体は あまり変更せず継続することを提案しました。サー ビス管理責任者Bは、生活場面で少し不安定にな ることが見られるものの、Aさんの日常生活が概 ね安定していると思われるので、支援員Cの提案 に賛意を示しました。他方で、日々の生活の中で 表出されているAさんの願いを実現することを検 討したいと提案しました。

支援員Dは、事前に整理されているAさんの願 いや思いの中で、外出は実現可能であると思うこ と、その外出を好きな歌手のコンサートと組み合 わせたらどうかと述べました。担当支援員Cは、 この提案はAさんの生活の意欲がさらに向上する



と考えられるので、計画に盛り込みたいと答えま した。

支援員Eは、日中活動でも本人が継続して意欲 的に行えるように、活動の内容を詳しく明記する ことを提案し、さらにAさんが希望している手芸 を日中活動の中で取り組んだらどうかと述べまし た。担当支援員Cは、Aさんが活動に意欲的に取 り組めるように日中活動内容を計画に詳しく載せ ることにし、手芸については教える人も必要なの で日中活動の担当支援員と検討したいと答えまし た。

サービス管理責任者Bは、缶コーヒーを毎日飲 みたい、ご飯をたくさん食べたいというAさんの 希望は、生活習慣病など健康面に直結することな ので、看護師や栄養士と話し合い、Aさんにわか りやすく説明した上で、摂取の仕方を検討してい くことを提案しました。最後に、これらの検討結 果をAさんに理解ができるように伝えることを会 議に参加した支援員に確認しました。

後日、Aさんは見直し後の個別支援計画案の説 明を受けるために、担当支援員Cと面談をしまし た。担当支援員Cは、Aさんの個別支援計画を読 み上げ説明し、Aさんの希望を実現していくよう 一緒に頑張っていきたいと伝えると、Aさんは嬉 しそうにしており、「これからも頑張る」と答えま した。

ここで述べたような個別支援計画の検討や見直 しの場面における支援者間のこうしたやり取りは、 どこの施設や事業所においても日常的に見られる 光景だと思います。意思決定支援の具体的な取組 みが求められている支援現場においては、これま で以上に本人の意向や思いを丁寧に聴き取り、か つ、それらを実現に至らしめる工夫が重要になっ てきます。

特にサービス管理責任者は、前述したグループ スーパービジョンなどの手法を用いて、支援者同 士で意思決定支援に関する具体的な取組を深めて いけるように心がけていく必要があります。

## ◆日常生活における意思決定支援

今日、何を着るか、何を食べるか、何をするか、 トイレに行くか、歯磨きをするか等々。生活上、 活動上、多様な場面での意思決定が求められます。 個々の場面においてそれぞれ適切な判断が求めら れます。知的障害者にとって苦手なことが多くあ ります。意思決定支援は、パターナリズムとデマ ンドとニーズとその間に横たわる、心理的な関係 性によって大きく変容する可能性があります。そ れが、利用者と一支援者の関係性だけで決められ るとするならば、支援者の能力や個別性に大きく 影響を受けてしまうことになります。複数の支援 者が関わることでこうした支援の偏りを平準化し、 利用者が納得できる結論に近づくことができると 考えます。

#### 事例 何を飲むか

本人が、喫茶店で「何を飲む?」と尋ねら れると「コーラ、コーラ、コーラ」と言う。 「コーラでいいのね」と確認すると「コーラ、 コーラ、コーラ」と言う。そこで「コーラ」 を頼む。本人の前に「コーラ」を置くが、一 切手をつけない。勧めてみるが、なめるだけ で飲まない。スタッフのコーヒーを前に置く と、おいしそうに飲む。帰園後、スタッフ間 で確認し合う。その中で、「コーラ」は、ご本 人の中で、音の響きが好きなので、飲み物と しての「コーラ」は好きではないのではない か、との意見が出る。次回の喫茶店利用で確 認しようと言うことになり、「コーラ」とコー ヒーを並べると、やっぱりコーヒーをおいし そうに飲む。本人の意思は、話していること ではなく、実証することで確認できるねと同 じグループの支援者で確認した。





#### 事例 何を着るか

障害者支援施設には一応の決まりがある。1 日おきの入浴時には洋服を洗濯に出す。しか し、利用者によっては、お気に入りの服は毎 日着たい、と言う気持ちがある。入浴の直前 に、自室に行き、お気に入りの服を脱ぎ、新 しいものを着て入浴に行き、お気に入りの服 を又着るといったことを繰り返し、そのこと に職員が気付くと注意され、お気に入りの服 を洗濯に出されてしまう、ということを繰り 返している。グループ会議にて、本人の意思 を尊重しながら、清潔なものが着られるよう にするにはどうしたらよいかを話し合う。洗 濯に出して、戻ってきたら、お気に入りの服 を着て良い。同じ服を複数枚買っておく。買 い物に一緒に行き、同じ柄の少し違った服も 本人の許可を得て買っておく(「これも着てみ る?」などと話し、許可を得ておく。買い物 かごに、自分で入れてもらう。)。それを繰り 返しながら、本人の着られる服を増やしてい く。という方向性を決め、本人とも話し合い ながら進めた。

#### 事例 何をするか

「明日のレクリエーション何にします?」 普通、職員だけで決めて、利用者は参加す るだけ、が多いのではないでしょうか? 生 活介護事業所においても就労継続系の事業所 においても、利用者から多くの意見が寄せら れるように心がけることが大切です。一つの プログラムに集約する必要も無いかもしれま せん。利用者の意見をまず聞くことが大事で す。できれば前日に聞いておき、利用者が帰っ たあと協議をし、いくつかのプログラムを作っ ておき、翌日利用者に選択してもらう。その 過程で共同決定が含まれてきます。

#### エピソード事例

○○ランドという遊園地に、利用者と遊び に行った。事前に、何に乗りたいかなど希望 をとり、乗り物のある場所を選定し、車椅子 を押しながら、乗り物を目指す。その乗り物 の担当者に障害者であることを告げ、エレベー ターなどの利用の配慮を申し出る。担当者は、 「この乗り物(ただの高架の電車)が、止まっ たときは、自力でレールの上を歩いて避難し てもらわなければなりませんよ。」と告げてく る。A支援者は、利用者に尋ねることも無く、 他の支援者と確認することも無く、危険は無 いだろうと一人で判断して「乗ります」と応 えて乗り物に支援者3人と車椅子利用者含め 利用者5人で乗り物に乗り、楽しむ。乗り物 は、無事に終点に着いた。

#### ◆演習課題

A支援員は、普通に、利用者の希望を叶えなが ら、楽しい旅行をリードしたと考えているようで す。あなたなら、「意思決定支援」を念頭に、どう 対応すべきだったか考えてみましょう。

#### ◆考えるためのヒント

すべては「相談」するところから始まる。

- ・ジレンマの問題に気づく。
- ・「パターナリズム」(父親的温情主義) を意識す る。
- ・チームアプローチを重視する。
- ・先回り支援、後追い支援に気をつける。



## わたしの







支援を通した利用者とのかかわり、 ご家族との会話の中や地域の方など 人が集まるところで偶然出会う瞬間に、 「ニヤり」としたり心が温かくなったりすることがあります。 自分だけのものにしておくのは「もったいない」ので、 「ホッと」な気持ちが広がっていくように 書き留めてみました。

悩んでいる利用者に色々な視点から 質問を投げかけ、利用者が自身で答え を導き出せるような対応をしていまし た。

利用者送り出しの際、姿が見えなく なるまで手を振っていたのを見て良い なぁと思いました。

ご利用者に対してまず、自らがお手 本を見せて歯ブラシの仕方を説明して いる職員を見て、障害の特性を理解し 声掛けだけでなく、まず見本を見せる 姿に共感しました。

昼食を遅めに摂ることになってし まった利用者に対して、ご飯とおかず を温めて提供していました。日頃私た ちが何気なく行なっていることを、利 用者に転換する意識に自身も真似しよ うと思いました。

利用者が外出から戻ってきた際、笑 顔で「おかえり」と出向いていました。 温かさを感じられました。

利用者の年代に合わせたコミュニ ケーションをしていて、利用者の楽し そうな姿ににやりしました。

ご利用者との外出の際に人とすれ違 う際[こんにちは]と職員が率先してあ いさつをしていました。すれ違う人は 笑顔を返してくれたり、「こんにちは」 と返答してくれたりと、地域理解に繋 がっているのをすごく感じる一面でし た。

後輩支援員から、積極的に学ぼうと する先輩支援員がいました。ご利用者 の為、今以上にスキルを高めようと学 ぶその姿勢は素晴らしいと思いました。

空いている時間を使い、積極的にリ ビングの床やトイレの掃除を行う職員 の姿ににやりほっとしました。

川柳ぼーど

支援者の皆さんが『自分の仕事を振り返る』 『権利意識を高める』きっかけになればとの 想いを込めた川柳のコーナーです。 皆さまの投稿お待ちしてます。

考えて

大通

丈り

夫か

か

どう思いますかその言葉

作

あなたのその声みてますよ!

秀

作

딞

- 気づきの一言 -

「あれ、最近○○さんの言葉がきでったということは、良くありまだったということは、良くありまだったということは、良くありまだったということは、良くありま

一人ひとりのみつけよう

秀

作

品

- 気づきの**-**言-

ると思うと、頑張れますよね。と良いところを認めてもらっていには明るいという取り柄がある!」

## 投稿おまちしております

今号は川柳コーナーでしたが、読者の皆さまから様々な投稿をお待ちしています。

●「わたしのニヤり・ホッと」

あ

h

感が

謝と

のう

言讼

を葉つが

な

ぐ

- ②「誰か教えて!私の支援間違ってない?」
- ③「川柳ぼーど」
- ●②の投稿につきましては、紙面の都合上 1,200字以内とさせていただきます。 原則として原文のまま掲載いたしますが、場合によっては内容を損なわない範囲 で加筆・修正させていただきます。尚、事例については、施設・個人名が特定でき ないようご配慮お願いいたします。
  - ③の川柳のテーマは福祉に関係するものであれば構いません。

投稿は匿名でもお受けいたします (その旨記載してください)。 手紙、FAX、メールとお好きな方法で送ってください。

#### 手紙の場合

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸 1-1 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 知的発達障害部会 人権擁護委員会宛に送ってください。

#### FAXの場合

03-3268-0635

知的発達障害部会 人権擁護委員会宛に送信してください。

#### メールの場合

東京都社会福祉協議会 知的発達障害部会 事務局 s-okabe@tcsw.tvac.or.jp 宛に「じんけんボード投稿」とタイトルをつけて送信してください。

編集

後記

私は前年度から東社協の人権擁護委員会に参加させて頂いています。とても貴重であり今後、より良い支援を提供していく為には必要であると感じました。委員会で学び得たことを活かして、利用者の方々が幸福感を得られるよう今後も、楽しく支援していきたいと思います。

まもなく平成が終わりを告げます。昭和から平成に変わる際は株価最高値を更新するなど経済に対す

る期待感がとても高かったようです。

今回も何となく期待してしまいます。